明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

改正後	改正前
（登録申請書の添付書類） **第十六条**　法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。 ［一～三　略］ 四　役員が法第十条第一項第九号ロに該当しない旨の官公署の証明書（当該役員が外国人である場合には、別紙様式第五号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面 ［五～十三　略］ （登録の拒否） **第十九条**　［略］ 2　法第十条第一項第九号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため前払式支払手段の発行の業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 3　［略］ **別紙様式第５号**（第16条関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 国籍 国籍に属する国における住所又は居所 日本における住所 氏名 （通称　　） 生年月日 誓約書 私は、資金決済に関する法律第10条第１項第９号ロに該当しないことを誓約します。 （記載上の注意） ［略］ **別紙様式第10号**（第19条第３項関係）　［略］ 備考　表中の［ ］の記載は注記である。	（登録申請書の添付書類） **第十六条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　役員が法第十条第一項第九号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該役員が外国人である場合には、別紙様式第五号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面 ［五～十三　同上］ （登録の拒否） **第十九条**　［同上］ ［項を加える。］ 2　［同上］ **別紙様式第５号**（第16条関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 国籍 国籍に属する国における住所又は居所 日本における住所 氏名 （通称　　） 誓約書 私は、資金決済に関する法律第10条第１項第９号イ及びロに該当しないことを誓約します。 （記載上の注意） ［同左］ **別紙様式第10号**（第19条第２項関係）　［同左］
（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正） **第二十二条**　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。	
改正後	改正前
（登録申請書の添付書類） **第六条**　法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。 ［一～三　略］	（登録申請書の添付書類） **第六条**　［同上］ ［一～三　同上］